

番号	主な御意見の要旨	主な御意見の要旨に対する考え方
ガイドラインの目的に関する意見		
1	永住者は他の主要国と比べても厳しい条件を満たして資格を取得しており、中には日本で生まれ育った者もいることから、共生社会と逆行し、外国人に著しく厳しい措置を課すこととなる本ガイドラインは問題である。	令和6年の入管法改正で追加された永住者に対する在留資格の取消しは、入管法上の義務を遵守せず、今後も義務を履行する意思がないことが明らかな場合、故意に公租公課の支払をせず、今後も支払意思がないことが明らかな場合、特定の刑罰法令に違反して拘禁刑に処せられ、犯罪傾向が進んでいると認められる場合等、引き続き本邦に在留することが適当でない悪質な場合に限定して取り消すこととし、それ以外の場合は「永住者」以外の在留資格に職権で変更する等して引き続き在留を認めることとしているものであり、永住者の我が国への定着性に十分配慮していくこととしています。
2	「故意」「重大」「悪質」「明白」「社会通念上」「看過しがたい」「意思の有無」「犯罪傾向が進んでいる」「適当でない」「やむを得ない」「個別判断」「正当な理由」「総合考慮」といった曖昧な表現が多いため、取り消し判定が担当者の気持ち次第になるのではないか。本ガイドラインは、こうした抽象的・評価的な概念が多く、処分の予見可能性と公平性が確保されていない。	本ガイドラインは、予見可能性や処分の公平性を確保すべく可能な限り具体的な記載に努めたところです。本ガイドラインで示した解釈・考え方を各地方出入国在留管理局で徹底し、適正かつ統一的な運用となるよう努めてまいります。
3	ガイドラインは、どのような場合に在留資格取消しが可能だけでなく、どの程度の期間で必要な措置を講じるのかまで具体的に示すべきである。	本ガイドラインは、令和6年の入管法改正によって追加された永住者を対象とする在留資格の取消しについて、法の解釈指針を示すとともに想定される事例を示すものとなっています。 なお、在留資格取消手続は、対象者の置かれた状況等によって進捗が異なるため、標準的な処理期間を示すことは困難であるところ、対象者の権利保護にも配慮して個別の事案ごとに適切な対応に努めてまいります。
4	「一部の悪質な永住者」の実態について根拠が示されていない。	本ガイドラインは、令和6年の入管法改正によって追加された永住者を対象とする在留資格の取消しについて、法の解釈指針を示すとともに想定される事例を示すものとなっています。 なお、改正入管法案の国会審議において御説明しているとおり、永住許可後は在留期間の更新といった在留審査の手続がないため、一部において公的義務を履行しない場合があるといった御指摘があり、出入国在留管理庁において調査等を行った結果、御指摘のような実態を把握したことから、永住者に対する在留資格取消事由を追加すべく、入管法を改正したものです。
入管法上の義務違反による取消しに関する意見		
5	在留カードの一時的な不携帯や失念による更新の遅延など、一度の不履行では取り消さないとするが、具体的な回数や程度の目安が明らかにされておらず予見可能性が低いことから、具体的な目安をガイドライン上で明示して、永住者の不安を取り除くべきである。	本ガイドラインでは、予見可能性や処分の公平性を確保すべく可能な限り具体的な記載に努めたところです。本ガイドラインで示した解釈・考え方を各地方出入国在留管理局で徹底し、適正かつ統一的な運用となるよう努めてまいります。
6	軽微な入管法上の義務違反による場合は取消しの対象としない旨をガイドライン上で明示すべきである。	軽微な義務違反が具体的にどのような場合を指すかは明らかでないものの、入管法上の義務は、適切な出入国在留管理を行う観点から、本邦に在留する外国人が履行することが求められる重要なものであると認識しています。 その上で、本ガイドラインでは、在留カードの有効期間の更新を失念した場合や、不注意により在留カードを携帯しなかった場合について、その一度の義務の不履行だけをもって在留資格を取り消すことは想定していない旨を記載しているところ、本ガイドラインで示した解釈・考え方に基づき、適正に運用してまいります。
故意に公租公課の支払をしないことによる取消しに関する意見		
7	公租公課の滞納について「一律の基準を定めて判断するものではない」としているが、予見可能性と公平性確保のため、滞納額、滞納期間、滞納回数について、取消事由の該当性を検討する目安となる水準を示すべき。 また、「社会通念上看過しがたい」といった表現が抽象的であり、どういった場合に取消しとなるのか不明瞭であって予見可能性が低いことから、具体的な目安となる数値をガイドライン又は運用において示すべき。	公租公課の未払いについては、その態様は様々であると考えられ、取消事由に該当するかどうか、該当するとしても取消しとするか職権変更とするかの判断に当たっては、一律の基準をもって判断するのではなく、個々の事案における滞納額や滞納期間、滞納回数など諸般の状況を総合的に評価することが相当であると考えます。 また、一律の基準を定めることは、当該基準に満たない範囲での滞納を黙認しているかのような誤解を与えることにもつながりかねず、適切な公的義務の履行を求める立場の政府として、適切ではないものと考えます。

8	「故意」の認定について、具体例を拡充してよりわかりやすくすべきである。また、「故意」の立証が困難である点が問題である。	故意の解釈・考え方については、本ガイドラインにおいて可能な限り具体例を示しているところ、制度の運用に当たっては、本ガイドラインで示した解釈・考え方にも則って適正に判断してまいりたい。
9	脱税等の悪質な公租公課不履行が判明した外国人については、永住許可を取り消すべきである。	本ガイドラインで示した解釈・考え方にも照らして在留資格取消事由に該当するかどうかを判断し、取消事由に該当する場合で、引き続き本邦に在留することが適当でないと認められるような悪質な事案については、永住者の在留資格を取り消すこととしております。
10	外国人が生活保護を受けている場合については、故意に公租公課の支払をしないことに当たらないとするガイドライン上の記載は不適切であり見直すべきである。	生活保護を受給している方については、公租公課が免除等されると承知しており、支払うべき公租公課が存在しないため、取消事由には該当しないこととなります。
11	過去数十年にわたって公租公課の不履行を確認し、取消しの対象とすることは避けてほしい。公租公課の支払い不履行について、改定法の施行前に発生した未納・滞納も対象とするのは、法令の遡及適用を原則としない法的安定性の観点から問題があり、経過措置が明示されなかった政府のミスの不利益を当事者に負わせるべきではない。	在留資格「永住者」は、永住許可後も永住許可の要件を満たすことが見込まれることを前提に許可されるものであるところ、永住許可後に許可の要件を満たさなくなった場合、その在留状況が良好であるとは評価できず、適正な出入国在留管理の観点からも適当でないことから、施行日前の事象についても取消事由に該当することとなります。 その上で、改正後の入管法22条の4第1項8号に規定する取消事由の対象は永住者に限定されていることから、過去に無限に遡って適用するのではなく、永住許可後の事象に限定されることとなります。 ただし、施行前の一時点における事象のみをもって直ちに取消すことは想定しておらず、その後の公租公課の支払状況なども含めて判断されることとなります。
12	在留資格の取消しは飽くまで最終手段として、分納、猶予、免除に係る相談を行っている等、滞納解消に向けて努力していると認められる場合や支払いが困難である公租公課に真摯に向き合っている場合、滞納がごく少額にとどまる場合等にあつては、永住許可を取り消さないこととすることも考えてほしい。	本ガイドラインにおいても、「催告等に応じて支払う意思を示しており、分納や猶予措置を受けている場合」については「故意に公租公課の支払をしないこと」には該当しないと想定される旨を示しているところ、本ガイドラインで示した解釈・考え方にも則って、適正に判断してまいりたい。
13	永住者の在留資格取消事由として、法人の公租公課不払いを永住者本人に帰責させる際の「法人を経営又は管理することに実質的に関与する立場」の範囲、および「あえて支払わない」と認定するための具体的な基準を示すべきである。	本ガイドラインにおいて、永住者が法人の代表その他当該法人の経営及び意思決定に実質的な影響力を有する立場にある場合であつて、支払義務があることを認識していながら支払をしない場合は、取消事由に該当すると想定される旨お示ししています。
特定の刑罰法令違反による取消しに関する意見		
14	特定の刑罰法令に違反した場合において、犯罪傾向が進んでいると認められる場合以外は取消しするのではなく、職権変更として継続して在留ができるという点は、緩いと言わざるを得ない。行為の態様、反復性、悪質性などを考慮し、犯罪傾向が進んでいる場合でなくとも取消しできるようにすべきである。	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 なお、在留資格取消事由に該当する場合で、引き続き本邦に在留することが適当でないと認められる場合には、永住者の在留資格を取り消すこととしており、本ガイドラインで示した解釈・考え方にも則って適正に判断してまいります。
15	刑事事件による永住資格の取消しは、すでに刑事司法制度による処罰を受けている者に対するものであり、その相当性について慎重に検討すべき。刑事処分と在留資格取消しを重ねる場合は、犯罪の内容、被害の程度、刑罰、犯行に至った事情、本人の更生状況、日本での生活歴、家族関係などを十分に考慮する必要がある。	刑事手続と在留資格の取消しは、それぞれ目的が異なるものではあるものの、犯歴や犯罪の態様、家族関係や人道上の配慮の必要性等を十分に考慮した上で在留資格の取消しの要否を判断することとしています。
自治体による通報に関する意見		
16	客観的な判断目安がなく、自治体ごとに人員・体制・通報方針が異なり、地方入管でも人員・体制が異なるため、通報や取消判断に当たって、自治体や地方入管ごとの地域差が生じ、永住者の権利に不公平な影響を及ぼす懸念がある。不必要な通報が行われないようにするため、どのような場合に通報することが適当であるか、全国的に統一された具体的な判断基準を示すべきである。	本ガイドラインでは、地方公共団体ごとに通報に対する認識や判断に差が生じないよう、通報の基本的な考え方を示すとともに、通報の要否を判断する上での確認事項を可能な限り具体的に示すよう努めたところです。地方公共団体や地方入管によって通報や取消しの要否の判断に差が生じないよう、周知を徹底して適切に運用してまいります。

17	関係省庁・自治体・警察との間で、租税の滞納状況や社会保険料の未納、警察が把握する犯罪・軽微な法令違反に関する情報の迅速な共有と、一体となって取り締まれる連携体制をガイドラインに明記し、推進すべきである。	本ガイドラインは、令和6年の入管法改正によって追加された永住者を対象とする在留資格の取消しについて、法の解釈指針を示すとともに想定される事例を示すものとなっています。 関係機関に対しては、在留資格の取消しに係る通報制度について適切に周知を図り、緊密に連携して対応してまいります。
より厳格化すべきとの意見		
18	悪質性が明白な事案まで職権変更が原則となる運用では制度の実効性が失われるため、故意性、悪質性、反復性、社会への影響を踏まえ、特に悪質な事案（公租公課の長期滞納・不正行為、偽造在留カード、不法入国者支援、複数回拘禁刑等）については、特段の人道上の事情がない限り在留資格の取消しを原則とすべき。	滞納額、義務違反の態様等が社会通念上看過しがたい場合など、引き続き本邦に在留することが適当でないと思われる悪質な事案については、在留資格の職権変更ではなく取り消すこととしています。
19	外国人の生活保護受給については、最高裁において受給権を有しないとの判断が示されており、ガイドラインにおいて生活保護に準じた措置を受けている場合は故意に公租公課の支払をしない事例には該当しないとされていることは同判断と矛盾することから、削除すべきである。	生活保護を受給している方については、公租公課が免除等されると承知しており、支払うべき公租公課が存在しないため、取消事由には該当しないこととなります。 なお、生活保護制度の運用についてお答えできる立場ではありません。
20	「素行が善良であること」を永住許可の前提とする以上、永住許可後の犯罪、特に窃盗、詐欺、暴行、傷害等の故意による重大・組織的・反復的犯罪については、有罪判決に基づき永住資格を厳格に見直す制度を求める。再犯及び再被害のおそれ並びに地域社会の安全に及ぼす影響を判断要素として考慮すべきであるし、比較的軽微な犯罪でも故意性、被害、反復性、違反歴を考慮し、悪質・反復的な場合は取消し等を検討するべきであり、永住者の定着性や人道上の配慮は不要である。これらの配慮があると、線引きが曖昧になり、悪意をもって利用される危険性があり、制度として甘すぎる。	いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
21	永住資格を取り消す際、法務大臣の職権で「定住者」など他の在留資格へ移行させる例外措置について、悪質な滞納や犯罪による取消しの場合は職権変更の対象外とし、安易に他の在留資格での国内残留を認めない仕組みとすることで、運用の厳格化を図るべきである。	滞納額等が社会通念上看過しがたい場合や犯罪傾向が進んでいると認められる場合など、引き続き本邦に在留することが適当でないと思われる悪質な事案については、永住者の在留資格を取り消すこととしており、本ガイドラインに示した解釈・考え方に則って、適正に運用してまいります。
22	初犯であれば職権変更となるのであれば、犯罪を犯しても日本に在留し続けることができるため、一度であれば許されるといった誤った認識を与えかねず、また、悪質な永住者に永住許可を認め続けることの弊害を指摘するガイドラインの趣旨と整合しない。初犯かどうかではなく、被害の重大性、犯罪の悪質性、犯罪で果たした役割など、犯罪の態様を総合的に判断し、引き続き在留を認めるべきでない者は初犯であっても取り消すべき。	初犯であっても、過去の犯歴等から、犯罪傾向が進んでいると認められる場合には、取り消すことも想定されます。
複数分野にまたがる意見等		
23	職権変更の判断は、日本での就労状況、定着性、家族関係、職権変更による不利益等を総合的に考慮して行うべきである。 ガイドライン案では、「引き続き本邦に在留することが適当でない」と認める判断要素が包括的で裁量が広範すぎるため、日本での在留年数、出生・成育歴、日本人又は永住者である家族の有無、未成年子の利益、就労状況、地域社会への定着、納付改善への努力、再発防止措置などを考慮要素としてガイドラインに明記し、判断の具体化を図るべきである。	本ガイドラインでは、予見可能性や処分の公平性を確保すべく可能な限り具体的な記載に努めたところですが、本ガイドラインで示した解釈・考え方を各地方出入国在留管理局で徹底し、適正かつ統一的な運用となるよう努めてまいります。
24	永住者の在留資格が取り消された場合の家族の在留資格への影響について、政府が国連人種差別撤廃委員会に回答した内容がガイドライン案に全く触れられていないため、家族の在留への配慮についても記載すべき。	本ガイドラインで示したとおり、永住者及びその家族等の我が国へに定着性にも十分配慮して運用してまいります。
25	職権による在留資格変更後の再度の永住許可の可能性について、明確な運用方針を示すべきである。	職権変更後の再度の永住許可申請については、個々の外国人の在留状況を総合的に考慮して、入管法に規定された永住許可要件を満たすものについて許可することとなります。

26	具体的な手続上の保障(適切な通訳の配置、代理人・支援者の同席、家族結合の権利や子どもの最善の利益への特別考慮等)の記述が不十分であるため、これらの手続的保障を明確に明記すべきである。	本ガイドラインについては、令和6年の入管法改正によって追加された永住者を対象とする在留資格の取消しについて、法の解釈指針を示すとともに想定される事例を示すものとなっているところ、法の規定に則って、適正手続の確保に努めてまいります。
27	改正法施行前の過去の不払いや前科も判断材料とすることが示されているが、過去に是正・清算された事実が後から問われることは法的安定性や予見可能性を著しく損なうため、取消対象は施行後の事情に限定するか、少なくとも施行前の事情のみを理由とする取消しは行わないことを明記すべきである。施行前の事情について、事後的に不利益処分との理由とすることは遡及処罰的であり、信頼保護の原則に反するため、施行後の在留状況や改悛の情を最優先で考慮する原則を示すべきである。	在留資格「永住者」は、永住許可後も永住許可の要件を満たすことが見込まれることを前提に許可されるものであるところ、永住許可後に許可の要件をあえて満たさなくなった場合、その在留状況が良好であるとは評価できず、適正な出入国在留管理の観点からも適当でないことから、施行日前の事象についても取消事由に該当することとなります。 その上で、当該取消事由の対象は永住者に限定されていることから、過去に無限に遡って適用するのではなく、永住許可後の事象に限定されることとなります。 ただし、施行前の一時点における事象のみをもって直ちに取り消すことは想定しておらず、その後の在留状況なども含めて判断されることとなります。
その他(ガイドラインの内容以外に係る意見)		
28	在留資格取消事由・取消対象者を拡大すべき旨の御意見について	今般のパブリック・コメントは法改正に関するものではありませんが、在留資格取消事由については、必要かつ適切な範囲で定めるべきであることから、どのような場合であれば在留資格の取消しが適当であるか、引き続き検討してまいります。 なお、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
29	職権変更ではなく在留資格の取消しを原則とすべき旨の御意見について	令和6年の入管法改正で追加された永住者に対する在留資格取消事由は、永住許可後にその要件を満たさなくなった一部の悪質な永住者に対応するものであるところ、そうした一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けることは、適正に在留する大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあり、適正な出入国在留管理の観点からも好ましいものではないと考えています。 その上で、永住者の法的地位等に鑑み、当該永住者及びその家族等の我が国へに定着性にも十分配慮することとしており、取消事由に該当する場合であっても、本邦に引き続き在留することが適当でないと認められる悪質な場合を除いて在留資格の職権変更を許可して引き続き在留することを認めることとしています。
30	在留資格の取消しではなく退去強制すべき旨の御意見について	令和6年の入管法改正で追加された永住者に対する在留資格取消事由は、永住許可後にその要件を満たさなくなった一部の悪質な永住者に対応するものであるところ、そうした一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けることは、適正に在留する大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあり、適正な出入国在留管理の観点からも好ましいものではないと考えています。 その上で、永住者の法的地位等に鑑み、当該永住者及びその家族等の我が国へに定着性にも十分配慮することとしており、取消事由に該当する場合であっても、本邦に引き続き在留することが適当でないと認められる悪質な場合を除いて在留資格の職権変更を許可して引き続き在留することを認めることとしています。
31	虚偽内容の申請で永住許可を受けた場合は取り消すべき旨の御意見について	虚偽申告など、偽りその他不正の手段により永住許可を受けた場合には、入管法第22条の4第1項第2号の取消事由に該当することとなります。
32	職権変更後の再度の永住許可には制限を設けるべき旨の御意見について	職権変更後の再度の永住許可申請については、個々の外国人の在留状況を総合的に考慮して、入管法に規定された永住許可要件を満たすものについて許可することとなります。
33	通報は義務とすべき旨の御意見について	今般のパブリック・コメントは法改正に関するものではありませんが、いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

34	在留資格取消手続における適正手続の確保に関する御意見について	入管法の規定に則って、適正手続の確保に努めてまいります。
35	体制整備・関係機関との連携に関する御意見について	実地調査の実施を含めた審査体制の整備は重要と考えており、引き続き体制整備に努めてまいります。 なお、関係機関とは引き続き緊密に連携してまいります。
36	永住者の在留資格取消しに反対である旨の御意見について	令和6年の入管法改正で追加された永住者に対する在留資格取消事由は、永住許可後にその要件を満たさなくなった一部の悪質な永住者に対応するものであるところ、そうした一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けることは、適正に在留する大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあり、適正な出入国在留管理の観点からも好ましいものではないことを御理解願います。
37	ガイドラインの今後の改訂に関する御意見について	本ガイドラインについては、制度の運用状況を見ながら、必要に応じて改訂してまいります。